

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

二条定輔考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1991-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/720

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



二条定輔考

豊永 聡美

はじめに

- 一、定輔栄達の背景
- 二、琵琶の帝師定輔
- 三、近臣としての定輔の業績
- 四、定輔と相撲の管領
おわりに

はじめに

今日、日本の中世社会を解明する上で、院政研究が重視されている。そして、日本の中世社会の基本的な枠組みは院政期に形成されたとして、院政の開始をもって中世の始まりとする説が主流とさえなっ

ている。⁽¹⁾ しかしながら、その研究状況を見ると、同じ院政期でもその成立期とされる白河院政から後白河院政にかかる時期についての研究が枚挙にいとまない状況であるのに対し、鎌倉の地に武家政権が誕生し、より複雑な様相を呈する後鳥羽院政期の研究はさほど多くないように思われる。⁽³⁾ しかもその大半は、武家政権と院政との関係を考察するものであり、本稿がこれから述べようとする院の近臣・近習と呼ばれる院権力を支えた者たちについての研究はごくく、僅かに行なわれているのみである。⁽⁴⁾

本稿は、この後鳥羽院政期における院の近臣・近習について、その代表的な存在の一人である二条定輔に焦点を当てながらみていくことにしたい。

こうした試みがこれまでにない訳ではむろん無い。けれども、それらはいずれも朝廷の行政行為を担った者、院庁の実務に携わった者⁽⁵⁾

若しくは、武力をもって院北面に伺候した者に関する考察である。⁽⁶⁾二
 条定輔は、そのいずれでもないタイプの近臣、すなわち、定輔は芸能⁽⁷⁾
 とりわけ琵琶の才能を通じて、後鳥羽・順徳両院に仕え、両院の琵琶
 の帝師になるなど宮廷における芸能面での統轄者といえるまでに栄進
 した、謂わば「芸能院司」とでも称されるべき人物である。こうした
 定輔のような人物が登場した背景には、音曲や雑芸といった芸能重視
 の傾向の中で、これを特に重んじた後鳥羽院の存在を考えなくてはな
 るまい。⁽⁸⁾

一、定輔栄達の背景

まず始めに、定輔の略歴とその背景について簡単に述べることにし
 たい。

定輔は、長寛元年（一一六三）、後白河院の近臣藤原親信と官女阿
 古丸の長子として生まれた。父親信は平安中期に藤原摂関家（北家）
 から分れた道隆流の出であり、兄信隆が坊門家を称したのに対し、水
 無瀬家を称した。水無瀬家は、謂わば中流の公家道隆流のさらに支流
 であり、決して栄達を約束された家ではなかった。

けれども親信は、後白河院の近臣の中でも特に院からの寵愛が深か
 ったようである。たとえば、治承五年（一一八一）になされた除目に
 おいて、「法皇、今度除目不可被_レ口入_二之由風聞、而親
 信給_二受領_一、（中略）今如此者、毎時似_レ被_レ遂_二御意趣_一如

何々々。」⁽⁹⁾と見えるように、院の強い意志により周防国を賜ってい
 る。また、後白河院が建久三年（一一九二）に亡くなった際には素服
 （喪服）を賜ってもおり、⁽¹⁰⁾これらのことから、そのことを知ることが
 できる。このように後白河院が親信を厚遇した理由としては、親信が
 今様を得意としていたことが考えられる。山田昭全氏は「後白河院が
 無類に愛好した今様という芸能を契機にして近臣団を形成する傾向が
 あった。」⁽¹¹⁾と述べられているが、親信もそうした近臣団に属する一人
 として、後白河院との関係をより親密なものにしていったと考えられ
 る。詳しくは後述するが、母の阿古丸もまた、父親信と同様に今様を
 得意とする後白河院の今様仲間の一人であった。

芸能に秀でた両親のもとに生まれ育った定輔は、当然幼少の時から
 管弦歌舞をはじめとする様々な芸能を習得する環境に恵まれていたと
 思われる。重代の琵琶の家柄でないにもかかわらず、琵琶に秀で、後
 鳥羽・順徳の帝師にもなることができたのもその所以であろう。

中流の公家であった道隆流一門も、信隆の女殖子（後の七条院）が
 高倉妃となり、後鳥羽、後高倉の両院を生み、また信隆の孫女^{むすめ}が鎌
 倉三代将軍源実朝の室となるに及び、朝暮要路に縁をもつ家として俄
 に脚光を浴びることとなった。

特に従姉妹にあたる殖子の存在は、定輔にとっても大変に重要なも
 のであった。即ち、建久元年（一一九〇）に殖子の院号定めがなされ
 た際に、⁽¹²⁾新たに補された院司の中に親信、定輔そして弟の仲経、親兼
 の名が登場することとなるのである。彼らは七条院の院司をつとめつ
 つ、後白河院そして後鳥羽院の院司をも兼任していた。

『文机談』に「後鳥羽院いまだ御幼主の御時、御母儀七条女院の御一門のよしみにて、この定輔は近習せられける。」¹³⁾と記されているように、後鳥羽院に近侍するきっかけは七条院との縁にあり、その後、後鳥羽院との関係は深まり、定輔及び仲経とともに後鳥羽院皇子の乳父になったり、¹⁴⁾親兼女の左衛門督局が後鳥羽院の特別な計らいにより禁色を着すことが許されたりしている。¹⁵⁾謂わば殖子の入内を契機に、後鳥羽院の寵愛のもとに、水無瀬家一門はそろって朝廷における確固たる地位を固めていったのである。

その一証左として、彼らは内蔵頭(内蔵寮の長官)を歴任するようになっていた。従来、内蔵頭には上流貴族が任ぜられていたが、後三条・白河院政期の頃から、近臣・外戚者といった院と親昵関係にあり、かつ受領を兼ねるなど豊富な財をもつ者がこれにあてられる傾向が強まっていた。¹⁶⁾実際、治承年間から元暦年間にかけて、内蔵頭にはすべて八条院の近臣が就いていることが五味文彦氏によって指摘されているが、¹⁷⁾文治年間以降は、これに代わって七条院の近臣たる親信一門が任ぜられる場合が多くなった。

さて、定輔は承安二年(一一七二)に叙爵し、右馬頭、周防守を経て、寿永二年(一一八三)に左少将となり、その後、修理大夫、前述した内蔵頭等を経て、正治二年(一二〇〇)に参議になっている。¹⁸⁾特に後鳥羽院政開始以後の昇進はめざましく、承元三年(一二〇九)には水無瀬一門の中では誰も到達し得なかつた権大納言の地位にまでまぼりつめたのであった。

定輔がこうした破格の昇進を遂げた背景には、前述した如く、従姉

妹にあたる七条院殖子の存在が大きいわけだが、それだけでは説明が十分ではないような気がする。七条院の生んだ後鳥羽にその幼少時代から仕えるに際し、自らが幼い頃から習得した芸能、とりわけ最も得意とした琵琶を以てし、そのことが、後鳥羽院との間に絶大な信頼関係を作り上げ、この破格な昇進へと結びついたと言えよう。

例えば、参議に至るまでの定輔の昇進コースをみると、それが父親信や兄弟の仲経、親兼そして嫡男親定などのそれと若干異なることに気がつく。親信一門は、ほぼ決まって叙爵の後に受領、右馬頭、内蔵頭、太宰大弐、修理大夫等を経て参議になっている。つまり近臣としては、一つの典型的なコースを歩んでいるのに対し、定輔はその子兼輔とともに、近衛次将という右には見当たらずにぬポストを経ていることである。玉井力氏によれば、公卿への最有力コースにある近衛次将(中将・少将)は白河・鳥羽院政期までは、公達層の主流によって独占されていたが、後白河院政期になると、これに代わる新しい次将の家柄(いずれも著名な近臣の家柄)が出現し始め、¹⁹⁾そうした家柄の一つに定輔の一流つまり道隆流が加わったということである。しかし、同じ道隆流の家柄でも定輔の従兄弟や甥に当たる坊門家の藤原信清・忠信父子などは、近衛次将を経験して参議になるルートをとっているが、水無瀬家の場合、兼輔の後には、近衛次将になる者が出ていないこと、及び兼輔は近衛次将をつとめたものの、²⁰⁾近衛次将になった者が進むはずのコースである参議になっていないことからすると、水無瀬家が近衛次将の家柄として確立したとは言い難い。とすると、定輔が水無瀬家で珍しくも近衛次将に任じられた特別な理由が考えら

れなければならぬのではないか。即ち、近衛府の職掌が楽舞・武芸等と密接に結びついていることからして、⁽²¹⁾音曲を得意とする定輔をその統轄にあたらせようとする後白河院の意図（もしくは後鳥羽天皇の要請）があつたと考えられるのである。定輔の出世に芸能が深く関与していたと考えることに、いまひとつ、相撲の管領権の掌握が挙げられるが、この権限の掌握過程においても、近衛次将というポストにあることが重要であつたと思われる。このことについては第四章で詳しく述べることにしたい。

次章では、琵琶を介しての後鳥羽院との深い結びつきについて述べることにする。

二、琵琶の帝師定輔

順徳天皇御撰の『禁秘抄』の「諸芸能事」の条に

諸芸能事

第一御学問也。(下略)

第二管弦延喜天曆已後大略不_レ絶事也、必可_レ通_二

一曲、円融一条吉例ニテ笛代々御能也、和琴又

延喜天曆吉例、箏同琵琶雖_レ無_二殊例_一可_レ然事也、笙

箏策未聞、笙後三條院學給、箏策不_二相応_一事也、音

曲上古モ有_レ例、堀川院内侍所御神楽時別有_二此

音曲、鳥羽後白河催馬楽雖_レ不_レ窮_二其曲_一、已晴御所

作云々、又後白河今様無_二比類_一御事也、何只可_レ有_二御意、笛堀河鳥羽高倉法皇代々不_レ絶事也、但箏琵琶何劣乎、(以下、和歌省略)⁽²²⁾

この条より、当時、笛・琴・琵琶などの管弦が諸芸能の中でも極めて重要なものと考えられており、上皇や天皇が自ら熱心にこれを推奨したことがわかる。

ところで順徳天皇は、琵琶は笛に劣るものとされたが、平安末期あたりからは琵琶の秘曲伝授が嚴重な儀式をもつて行われるようになり、琵琶の地位が向上し、琵琶それ自身も特別に高貴な楽器とされるまでになっていた。これには音楽全般に精通し、『尊卑分脈』に「和漢才人、管弦郢曲雅律長」と記された妙音院師長の影響が大きいと考えられる。⁽²³⁾師長は当時西流・桂流の二つに分かれていた琵琶の両流を修得した上に、琵琶譜である『三五要録』を編纂するなどして琵琶の世界に君臨し、「惣して二天琵琶は妙音院流也」と称されるまでに至った人物である。師長には琵琶の名手として名を馳せた多くの弟子がいたが、その一人が定輔であつた。⁽²⁵⁾定輔は数多く存在したライバルをおさえて、師長なきあと琵琶の第一人者として、宮廷内での地位を高めていき、ついには後鳥羽院の帝師を勤めるに至るのである。

以下、定輔が帝師となるいきさつ、そして帝師としての活躍振りについて述べたい。

定輔が七条院との関係から、後鳥羽院と親交があつたことは前述した通りだが、それでも帝師となるのは容易ではなかつたようだ。帝師

の選定が問題となったのは、後鳥羽天皇が元服するに当たつての琵琶はじめがなされる事となり、御師が必要となつたときである。当初、この候補としては師長の高弟内大臣西園寺実宗と関白九条兼実の両者の名があがつており、定輔の名前はなかつた。が、定輔が自ら帝師となるべく後鳥羽天皇に泣きながら懇願したため、兼実の政界失脚も手伝い、結局定輔が帝師となるに至つた。⁽²⁶⁾ 定輔の帝師就任には不満を持つ者が多かつたようで、『文机談』によれば、帝師の座を取られた実宗や兼実をはじめ、定輔とライバル関係にあつた琵琶の名手達は、挙つて琵琶を廃することとしたほどである。実宗に至つては「いまより後は家中に琵琶をとり入れるべからず」とさえ言つたと伝えられている。⁽²⁷⁾ (ただし実際には、実宗はその後に催された御遊で、しばしば琵琶の所作を勤めている。⁽²⁸⁾ それどころか、実宗の琵琶は子息の西園寺公経をへて、公相、実兼へと子々孫々に伝えられており、西園寺家は琵琶の家柄として確立するに至つている。)⁽²⁹⁾

こうして後鳥羽天皇の帝師となつた定輔は、これもまた泣き頼みをしたかどうかわからないが、引き続き順徳天皇の帝師の座も獲得して、宮廷に於ける芸能面での権力を確固たるものにしていったのである。

次に、帝師としての定輔の活動についてみていきたい。

帝師としての最も重要な任務の一つとして、琵琶の秘曲伝授を行なうことがあげられる。琵琶の秘曲には、啄木、楊真操、石上流泉及び上原石上流泉の四曲があるが、定輔は元久二年(一一〇五)に入り後鳥羽院に対し、正月に石上流泉を、二月に上原石上流泉を、そして

三月に楊真操を、更に六月には最秘曲とされる啄木をというように、立て続けにすべての秘曲を伝授した。⁽³¹⁾ 定輔は後鳥羽院だけではなく、同様に帝師を勤めた順徳天皇に対しても建保六年(一一一八)八月に楊真操を伝授している。⁽³²⁾ 但し、順徳天皇への楊真操の伝授は、その数日後に予定されていた御遊で順徳天皇が名器玄上を弾くことになつたためアドホックになされたものであり、最秘曲とされる啄木をはじめとする他の秘曲三曲はついに伝授されなかつたようである。

若干話はそれるが、秘曲の伝授という儀式は厳粛さを重んじるものであつた。⁽³³⁾ それ故、元久二年に院に秘曲伝授がなされた時も、「令_レ出_上上下諸人於_中門外、即候_二東中門廊_一辺、女房皆悉令_レ下_レ局、卿三位一人候_二御前_一」⁽³⁴⁾ 卿三位(兼子)一人を除きすべての人払いがなされているほどである。(そうした中に、「卿三位一人候_二御前_一」という光景が存在したことは、当時の後鳥羽院と兼子の関係を知る上で興味深い。)⁽³⁵⁾

以上のように、定輔は帝師として院や天皇に単に琵琶を教授するだけではなく、秘曲の伝授を勤めるなど活躍したわけだが、同時に帝師としての大きなメリットを享受していた。以下、そのメリットの一つとして、しばしば勅賞に預かる機会に恵まれたことについて、例を挙げながら述べていきたい。

元久二年(一一〇五)正月十九日、順徳天皇が後鳥羽院の御所を尋ねて拝賀するいわゆる朝覲行幸があつた時、その御遊において後鳥羽院が琵琶を弾じたが、その際、琵琶の名器のなかでも最も高貴とされた玄上が用いられた。院が前々から相当の練習を重ねた成果もあつて

か、御遊当日の院の奏でる玄上の音色は、ことのほか素晴らしいものであったことが『源家長日記』⁽³⁶⁾に詳しく記されている。院自身も満足いくものであったらしく、琵琶の帝師として定輔は勸賞に預かり、二男兼信の位が一階昇進して従五位上となっている。⁽³⁷⁾

次に、建保六年(一一二八)八月一三日に中殿和歌の御遊が行われた折に同じく勸賞がなされている。順徳天皇がこれもやはり玄上を用いての満足のいく演奏ができたためと思われるが、元久二年の時と同様に、定輔は琵琶の帝師として勸賞に預かり、三男兼輔が従五位上を賜わった。⁽³⁸⁾

また、秘曲伝授により勸賞に預かることもあった。元久二年(一一二〇)六月一八日定輔は後鳥羽院に最秘曲啄木を伝授したために、その勸賞として定輔自身が正二位に叙せられるとともに、禄として鴨長明が都を去る時に院に献上したとされる「手習」と称する琵琶の名器を賜わっている。⁽³⁹⁾

以上、琵琶の帝師を勤めることにより、御遊や秘曲伝授の際に勸賞に預かる機会が多かったことを述べてきたが、勸賞以外にも名譽を得る機会は多かった。例えば、楽人として名高い豊原利秋と大神宗賢を両祖父とする大神景賢の子息景基が、後鳥羽院の仰せにより院の御所で元服をした際、定輔は名譽な役である加冠をつとめている。この定輔を見た源家長は「をく候中にとりはきめしいたされしも、道のめいほくとこそ見え侍りしか。」⁽⁴⁰⁾と感想をもらしている。

また、「希代ノ宝物ナリ」と称される琵琶の名器玄上の使用を許されることは、琵琶弾きにとって、この上もない名譽なことであ

ったが、定輔はその玄上を帝師ということもあって三回も弾いている。⁽⁴²⁾このとき定輔は、「妙音院ニケ度引之、我已三度卜テ、自讚無極」⁽⁴³⁾と得意の絶頂であったようだ。

この定輔の得意は、ときとして傲慢な態度となつて現われ、評判を落としていた。例えば『禁秘抄』には次のくだりがある。

「被_レ聴_二台盤所_一人事」

(前略) 又高倉院時、時忠院信清當時範茂雖_レ難_レ比_二彼等_一聴_レ之御師匠人依_レ召参例也、侍読人候_二鬼間_一依_レ召参常事也、院御時実教為_二御笛師_一参、依_二彼例_一、近日定輔度々召入、後々又雖_レ不_レ召参入、八条左府并教家卿ナトモ良久不_レ聴依_二所望_一聴之畢(下略)

台盤所とは、中臈以下の女房の詰所であるが、天皇のプライベートの場として特別な意味あいを持つ所であり、台盤所に入ることを許可されるとするのは、天皇の近習として認められることを意味したようだ。⁽⁴⁴⁾定輔は琵琶の帝師たることにより、その台盤所に入ることが許され、近習として認められていたわけだが、その参入の仕方に問題があったことが前掲史料からわかる。つまり本来、帝師たる者は、天皇の召しにより参入するのがしきたりであり、後鳥羽院の笛師であった藤原実教もそのしきたりにより参入していた。ところが定輔は召しによ

るだけではなく、召されない時でさえも、勝手に参入していたようだ。

定輔の評判を述べるとき、藤原孝道との対立を忘れることはできない。定輔は師である師長から、文治三年（一一八七）に啄木を、⁽⁴⁵⁾そして文治五年（一一八九）には上原石上流泉を伝授されたことが知られるが、⁽⁴⁶⁾恐らく他の二曲についても同じ頃に師長から伝授されたと思われる。ところが定輔が師長から秘曲を伝授された際、最秘曲である啄木だけは、琵琶西流の嫡男藤原孝道の抵抗により西流の伝授をうけることができず、もう一方の流派である桂流（源経信の流）だけが伝授された。そのため、定輔が後鳥羽院に伝授した秘曲の啄木の曲も、桂流のみという体裁になってしまったのである。この事に関する話が、『古今著聞集』に藤原孝道と定輔の確執として記されている。孝道は「君の御琵琶は束帯ただしくしたる人の、折鳥帽子着したるに似させ給たる」として、⁽⁴⁷⁾定輔を帝師にしたことにより生じた後鳥羽院の琵琶のアンバランスを批評している。それを耳にした後鳥羽院は、一旦は定輔に代えて孝道から伝授を受けることに決めたが、定輔の訴えにより、結局それまで通りに定輔に習うことになった。『古今著聞集』以外にも定輔と孝道の確執は多く散見しており、二人は何かと敵対関係にあつたようだ。⁽⁴⁸⁾

こうした関係は孝道に限らず、なべて定輔の評判はあまり好ましいものではなかった。定輔の死去について記した『明月記』では、定輔は「自少年其本性為事讒言、以謀詐之詞、為二一代琵琶之帝師」と見え、⁽⁴⁹⁾定家から酷評されている。また、源家長

はその日記に、定輔は「まことにちうたいの事にあらず、そねみおもふ人をほかるべし」と感想をもらしている。⁽⁵⁰⁾

このように、後鳥羽院との私的な関係をもとに帝師の座を獲得した定輔は、かなり我がもの顔で宮廷内で振る舞ったが故に、帝師の座の獲得に対する妬みもあつてか、藤原孝道や定家をはじめ、多くの人々から妬み誹りを受けたのであろう。

三、近臣としての定輔の業績

定輔が琵琶の才にたけ、後鳥羽・順徳両天皇の帝師まで勤めたこと、及び琵琶での繋がりを通じて、彼の一門では珍しいほどの栄達を極めたことについては前述したが、多くの近臣とは異なり、定輔は朝廷行政にほとんど関与することがなく、専ら、節会をはじめとする朝廷芸能に携わっていた。以下、定輔の近臣としての行動をみながら、彼の位置付けを試みたい。

まず、定輔は宮廷で催される御遊において、しばしば琵琶の所作を勤めている。御遊とは「宮廷で行われる三席（詩・歌・楽）の御会の一つで、横笛・笙・篳篥の三管と琵琶・箏・和琴の三弦および笏拍子で左方の楽を奏し、催馬楽・朗詠・今様・風俗などの歌謡を詠唱する音楽会である」と磯水絵氏により概念規定がなされているが、⁽⁵¹⁾付言するならば、節会や祭礼などの際になされる奏樂が猷納的要素が強いのに比して、御遊は列席者自らが楽しむ宴遊的なものと言えよう。

ところで天皇や上皇が主催する御遊は、朝儀の一部として重視されており、特に音楽をなす者にとって、その所作人を選ばれることは自己の音楽が宮廷で容認された証でもあり、大変に名誉なことであった。特に、以下の史料からわかるように、所作人は上皇の個人的意志によって選出されていたので尚更であった。

『猪隈関白記』正治二年十一月二日条

頭弁資実朝臣来云、明日若宮五十日也、可参仕者、申承由、頭弁又云、御遊可吹笙之由、同有院宣者、

『猪隈関白記』承元二年七月二十四日条

新相公光親云、来月二日若宮(寛成親王)有_二着袴事、御遊必可吹笙之由有_二院仰者、申_三承由了、

『猪隈関白記』の記主である近衛家実は笙に堪能であり、家実はしばしば御遊における笙の所作を勤めているが、前掲史料に見られるように、それらはすべて上皇の仰せによつてゐる。家実の例から類推するに、定輔も同様にその都度なされてた院の指示により、御遊での琵琶の所作を勤めたと思われる。

定輔が初めて御遊の所作人として登場するのは、管見の限り、文治四年(一一八六)に行なわれた臨時御会である。⁽⁵²⁾その後、すべての御遊で帝師たる定輔が琵琶の所作を勤めたわけではなく、他にも後鳥羽

院をはじめ、西園寺実宗、実宗の子息公定、徳大寺公継、そして定輔の嫡子親定等も琵琶の所作を勤めている。

余談ではあるが、親定は父定輔ほど優れた琵琶弾きではなかったらしく、『文机談』に「一男親定のさい将⁽⁵³⁾、灌頂もえし給はでやみぬ、御遊にただ一度所作ありしやらん」と見える。実際には、親定による御遊の所作は四度ほどあり、また父定輔が後鳥羽院から賜った前述の「手習」が親定に伝えられているところからすると、帝師になるほどの器量は持ち備えていなかったものの、琵琶弾きとして父の跡を継いだことは確かと思われる。ただし後述するが、定輔の第一後継者には三男兼輔が選ばれた可能性が強い。

なお、定輔は御遊での所作を勤めたほか、天皇や上皇が琵琶の御所作にあたる際に、その側に伺候して、介添え役を勤めることもあった。

次に、定輔の朝廷芸能に関わる二つめのこととして、定輔は遊芸好きの後鳥羽院のためにしばしば開かれた私的な遊興の主催に関わっていたことが挙げられよう。ただし、このことは既に拙稿で⁽⁵⁴⁾詳細に述べたので、ここでは簡単に留めておく。

定輔の母阿古丸は今様を得意とし、後白河院の芸能サロンにもしばしば出入りした遊女の長者であった。母の影響を受けた定輔は幼少より芸能に親しむと同時に、母を通じて芸能民との結び付きも深かったことが推測される。また、白拍子の統轄や招集などの役を担う「白拍子奉行人」⁽⁵⁵⁾なる職名を持つ八田知重とも深い関係を有しており、⁽⁵⁷⁾遊興の担い手たる芸能民を招集する能力をも兼ね備えていただろう。

定輔は、確かに後鳥羽院にとって身近な存在であり、しかも音曲に秀でてはいたが、後鳥羽院がその遊興の場であり、遊女や白拍子が多く参集する水無瀬殿への供奉などを頻繁に定輔に勤めさせた背景には、このような能力をもあわせ持っていた定輔への期待があったからこそと思われる。

最後に、定輔は数多くの芸能に関する相承系譜を編んでいることについて述べたい。

定輔は音楽の相承に関しても深い関心を持っており、承久二年（一二二〇）には楽や舞そして催馬楽に関する「鳳笙師伝相承」「箏篋師伝相承」「源氏催馬楽師伝相承」「藤氏催馬楽師伝相承」「胡飲酒相承」「探桑老相承」「荒序舞相承」「拔頭相承」「還城楽相承」「師子吹相承」等々、実に十種類の相承系譜を編んでいる。⁵⁸

これらの系図を編纂するに当たり、定輔は極めて熱心であった。例えば、管弦者系図を作成する際、系譜が不審の者について尋ねるために白川殿に宛てた年代未詳の定輔の書状が残っている。⁵⁹この書状では、藤原宗輔の笛師並びに宗輔の叔父にあたる藤原宗通の笛師はそれぞれ誰か、また、宗輔の女（若御前）の師である宮御前と称する琵琶弾きの女房の素性などについて尋ねている。中でも宮御前については、定輔自ら書状中に、藤原実行の長女とする説、実行の息公教の女であり実行の養女となった女性であるとする説、公教の息実国の子とする説の三通りの可能性があることを付記しており、真実の探求につとめたことが伺い知れる。

ところでこの書状の宛名には、「白川殿」としか記されておらず、

それが誰であるかが定かではない。が、前述したように、定輔はこの「白川殿」に対し、特に宮御前について尋ねたかったこと、並びに定輔自身、宮御前・公教・若御前の三者の関係を認識していたことから推察すると、この「白川殿」は宮御前の師たる若御前の弟子で、白河尼とも称された、公教の女、今御前と言えよう。⁶⁰

以上、定輔の御遊や遊興での活躍、及び楽に関する相承系譜の作成などを紹介してきたが、定輔が朝廷内で携わってきた業績のほとんどが、芸能に関わるものであった。これらの他に、定輔は豊明節会への参仕や石清水社・賀茂社・平野社などへの御幸の供奉を頻繁に勤めているが、⁶¹いずれも芸能的色彩が強いものであるが故の任務であったと言えよう。

一方、行政行為における定輔の役割はどうであつたらうか。芸能的色彩にはほど遠い朝廷訴訟への関わりにも目を向けてみよう。「制度よりも院の意志が尊重される」という特徴をもつ後鳥羽院政期の朝廷訴訟において、中心的な役割を果たしつつあつたのが、特定の公卿集団による「院殿上議定」であつた。後鳥羽院政期において、列席者が概ね判明する院殿上議定は二十回余りであるが、そのうち議定への定輔の列席は僅かに一回だけである。⁶²この事実から定輔が朝廷訴訟からは遠い存在であつた事が容易に伺える。その他の行為についても、定輔がさしたる働きをしたという証拠を見出すことはできない。やはり定輔は行政行為にはあまり参加することなく、専ら芸能に関わる道を歩んでいたといえよう。

四、定輔と相撲の管領

前章では、定輔の朝廷に於ける職掌は、専ら芸能に関わることであり、行政にはほとんど携わることがなかったことを述べた。本章ではそうした芸能関係の職掌の延長上のものとして、定輔が後鳥羽院の在り世中に相撲の管領権を掌握したことについて述べたい。

少々脇道にそれるが、本題に入る前に簡単に相撲の歴史をみておこう。相撲は、古くはその年の吉凶や作柄の豊凶を占う「年占」と呼ばれる農耕儀礼に深く結びついており、各地の神社で催されるなど一般的技芸として流布していた。それがあるとき相撲節会という形で、国威の誇示、守衛の鍛練を目的に国家的規模でなされるようになったとされている。⁶⁴

相撲節会は、桓武天皇の延暦十二年（七九三）以来、相ついで行われるようになり、宮中の重要儀式である三度節会の一つとして三百年余り、中国唐朝の儀式にならって華やかに繰り広げられた。⁶⁵しかし保安三年（一一二二）以後、三十年余り中絶し、⁶⁶保元三年（一一五八）には信西による朝儀復興策によって一旦は再興されたものの、その翌年には再び行われなくなるなど紆余曲折を経て、⁶⁷承安四年（一一七四）七月に催されたのを最後に廃絶されたとされている。⁶⁸他方、都周辺の大寺社の祭礼では、相撲節会の影響を受けた「相撲奉納」が盛んに行われるようになり、鎌倉の鶴岡八幡宮でも相撲節会を模倣した上

覧相撲が頻繁に催されるなど、朝廷の相撲節会に代わって、寺社や武家社会での相撲が隆盛となり、定着するに至っている。⁶⁹

定輔が相撲を管領していたのは、相撲節会廃絶後のことと思われるが、節会廃絶後の朝廷における相撲は、どのような形でなされていたのだろうか。残念ながら、管見の限りでは朝廷相撲に関するまとまった史料を見出すことはできない。しかし、馬場殿で相撲がなされた⁷⁰り、相撲人を召進すべき院宣が発給されたりしている。⁷¹また御所内で相撲の談義がなされたり、⁷²「近日於二二條泉、連々相撲」という状況からすると、朝廷内でも小規模ながら、娯楽的色彩をより強めた形で相撲が引き続きなされていたことは確かと思われる。こうした中、あらゆる雑芸に強い関心を持つ後鳥羽院によって、単発的なものであったが、相撲節会が再興された可能性が伺える。

寛政五年（一七九二）に成立した随筆「翁草」⁷⁴には、後鳥羽院の文治年中に再び相撲節会が行われるようになり、その際、かつての節会の時に行司を勤めていた志賀家に代わって、吉田家が「朝廷相撲之司、行司之家」と定められたとあり、同様の内容が「相撲行司家伝」⁷⁵等にも見える。これらの史料は、吉田家が相撲行司の家としての権威を高めるために作り上げた「吉田家由緒」の影響を受けているとも思われるが、後述する如く、定輔父子が相撲の管領を握ることや、御所内で相撲が引き続きなされていたことなどからすると、文治年間に相撲節会が再興された可能性があると言えよう。

そこで次に、後鳥羽院による相撲節会再興と定輔との関連について考えていきたい。

相撲節会では単に相撲の競技のみが行われたのではない。「左右互奏ニ音楽一、種々雑技、散楽、透撞、呪擲、弄玉等之戲、皆如ニ相撲節儀」⁷⁶⁾とあるように、奏樂をはじめとする様々な雑芸も、節会の雰囲気盛り上げる上で不可決のものであり、相撲節会の大切な要素であった。とは言うものの、九世紀前半にまでは奏樂や芸能が占める比重はさほど大きくはなく、九世紀中ごろから、樂舞への要望の高まりと共に奏樂が重視されるようになったことが、有吉恭子氏の研究により明らかにされている。⁷⁷⁾氏によれば、そうした傾向とともに、奏樂を管轄する部署も、左右相撲司（節会の一ヶ月前に任ぜられ、衛府を中心に構成されていた。）から、雅楽寮の衰退とともに登場した近衛府の官人により構成されている樂所の管轄へと移っていったということである。

ところでこの樂所であるが、『玉葉』建久五年（一一九四）二月二十七日条に「此日、當今御時始、所_レ被_レ置_二樂所_一也」と見え、後鳥羽が踐祚した寿永二年（一一八三）以降初めて樂所が開かれたことが知れる。つまり後鳥羽の在位当初の十年間余りは樂所の活動が中断しており、相撲をスムーズに運営することが不可能な時期であったと言えよう。そして『翁草』に記されている後鳥羽院による相撲節会再興がなされたという文治年間、ちょうどこの期間にあたるのである。

こうした状況下で、相撲節会の再興を試みるにあたり後鳥羽院の目にとまったのが、院の幼少から近侍し、音曲に秀でると同時に雑芸を担う芸能民を招集する力量をも兼ね供えていた定輔ではなかったろう

か。しかも前述したように、定輔は後鳥羽院が踐祚した寿永二年（一一八三）に定輔一門の任官ルートとしては異例な近衛次將に任ぜられ、⁷⁸⁾文治六年（一一八七）まで足掛け五年間、その職掌を通じて樂人や相撲人を統轄できる立場にあった。

以上のことから、後鳥羽院が相撲節会を再興するにあたり、その担い役に定輔が抜擢されたと推測する。しかしながら基本的には、高倉天皇の時代を最後に相撲節会が廃絶されたことからすると、⁷⁹⁾定輔が中心となって再興した相撲節会は、回を重ねることなく途絶えたものとも思われる。ただ、これをきっかけに、定輔は節会という形式はとらないものの、存続した相撲に関する管領権を一気に獲得し、定家の言う「自_二上皇御在世時_一、横管_三領相撲事_一、今以_二遁世身_一遍張行」⁸⁰⁾といった状態を作り出したと考える。そして定輔が掌握したこの相撲の管領権は、その子息へと伝えられている可能性が高いことが次の史料から伺える。

『明月記』 天福元年八月二十三日条

天晴良算法印早旦来調、淨昭房来、四位少將兼輔卒去云々、痢病、去十八九日事歟、是定輔大納言遺跡相継子也、嫡男親定胤、二男兼信、當時乞食云々。不_レ聞_二世事_一。(下略)

『明月記』 天福元年八月二十四日条

(前略) 又聞、兼輔備後庄寄桂宮相撲奉行得分、任意所立也。二品早被_レ給_二他

領、又競望云々、(下略)

前掲史料から、定輔の遺跡を継承した子息の一人三男兼輔は、桂宮相撲の奉行を勤め、その得分として備後国の所領を得ていたことがわかる。ところで、この桂宮であるが『拾介抄』によると、京都の六条西の洞院に位置しており、毎年九月八日に「桂宮相撲」がなされていたことが知られる。⁸¹⁾「桂宮相撲」とは、詳しいことは不明であるが、松尾社や賀茂社で盛んであった神事相撲の一つと思われる。また、備後国は当時、後堀河院の知行国であり、二品(藤原成子)は院の乳母であった。

さらに、『明月記』の建暦二年(一一二二)十一月二十三日には、「明月於西坊城可有相撲、親定卿奉行催廻」と見え、定輔の嫡男親定が相撲奉行をつとめていたことがわかる。このように、兼輔や親定が相撲の奉行を勤めていた背景には当然、父定輔が握っていた相撲の管領権の継承があったものと想定できよう。⁸²⁾さて定輔には七人の男子と二人の女子がいたが、前掲の『明月記』の記事からすると、定輔の遺跡を継いだのは、親定、兼信、兼輔の三人と考えられる。嫡男親定は、前述した如く、定輔が後鳥羽院から賜わった「手習」と称す琵琶の名器を伝えられ、御遊でも数回琵琶の所作を勤めているものの、定輔からの秘曲伝授を確認することはできない。⁸³⁾次に、次男兼信は前掲の『明月記』に「二男兼信、当時乞食云々」と見え、また『文机談』にも「左馬頭兼信、獅子ばかり舞いて琵琶ひかず」と記されているところをみると、琵琶には無縁であった

ようだ。彼らに対して三男兼輔は、同じく『文机談』に「兼輔の少将、博輔の侍従などきこえ給ひし人々、かたのようにせらしかども、いづれもはかばかしからず」と記されているものの、子女のなかで唯一人、定輔から嘉禄年間に秘曲のすべてを伝授されている上、前述のように相撲の奉行を勤めていたことなどから推察すると、定輔は兼輔を第一の後継者に選んだ可能性が高いと言えよう。

おわりに

平安中期になると支配者層内部において、官僚制的原理に代わり、天皇との私的関係が重要な要素となるが、そうした傾向が平安後期にはますます強まることは古瀬奈津子氏の指摘している通りである。⁸⁴⁾芸能、中でも歌舞音曲をこの上なく愛好した後白河、後鳥羽そして順徳などの主君に近侍する者にとって、音曲などに秀で、天皇や院が主宰する管弦遊宴に列席することは、そうした天皇などの私的関係を形成し、または深める重要なきっかけの一つであったであろう。このような手段をもって天皇などとの私的関係を作りあげること成功した一例が定輔一門であったと言える。

本稿で述べてきたように、定輔の父母は今様をもって後白河院との関係を深め、琵琶を得意とした定輔は、重代の家柄ではないにも拘らず、これにより後鳥羽・順徳の琵琶の帝師までを勤めるに至ったのである。この名誉あるポストへの就任は、定輔と後鳥羽院との関係をよ

り深いものとした。その結果、朝廷でなされる御遊をはじめ、様々な遊興に関与し、また音曲が重視されていた相撲の管領権を掌握するなど、朝廷での芸能における権限を握っていった。このように、定輔は芸能の才を通して出世した院司すなわち「芸能院司」として活躍し、後鳥羽院による文化の統合に与した人物であったと言えよう。

最後に、本稿で述べてきた定輔一門と後鳥羽院との深い繋りが、後鳥羽院政が終わらんとする承久の乱の時期においても見られることを指摘して結びとしたい。

承久の乱の最中、後鳥羽院が比叡山御幸を行った折、その供奉を勤めた面々が次の『吾妻鏡』の史料から知られる。

及^三黄昏^一幸^三于^一山上、内府、定輔、親兼、信成、隆親、尊長^等候^{御共}。⁽⁸⁹⁾

次頁掲載の「定輔関係略系図」を参照して頂ければわかるように内府源通光は定輔の弟親兼の女婿、信成は親兼の子息、そして尊長法印は定輔の妹の夫である。すなわち、この御幸の供奉は隆親を除き、皆定輔の親族により構成されていたのである。

(本学講師 歴史学担当)

〈 御遊における琵琶の所作人—寿永2年～貞応元年— 〉

年 月 日	御 遊	典 拠	琵琶の所作人
寿永2 (1183) 2・4	臨時御幸(賀茂社)	『遊』	師長
寿永2 (1183) 2・21	朝覲御幸(法住寺殿)	『遊』	不詳
元暦1 (1184) 11・20	清暑堂	『遊』	実宗
文治2 (1186) 10・29	任大臣(内大臣良通)	『遊』	実宗
文治3 (1187) 11・8	朝覲行幸(鳥羽殿)	『遊』『玉』	実宗
文治4 (1188) 6・19	臨時御会	『遊』『玉』	定輔
文治5 (1189) 1・20	臨時御幸(日吉社)	『遊』	定輔
文治5 (1189) 1・28	臨時御幸(八幡社)	『遊』	定輔
文治5 (1189) 2・5	臨時御幸(賀茂社)	『遊』	定輔
文治5 (1189) 7・10	任大臣(右大臣実房・内大臣兼雅)	『遊』『洞院部類記』『玉』	定輔
文治5 (1189) 12・14	任大臣(太政大臣兼実)	『遊』	公継
建久1 (1190) 1・3	御元服(後鳥羽)	『遊』『洞院部類記』『玉』	実宗
建久1 (1190) 1・27	朝覲行幸(六条西洞院)	『愚昧別記』	定輔
建久1 (1190) 4・26	立后(任子)	『遊』	公継
建久1 (1190) 7・17	任大臣(内大臣兼房)	『遊』	定輔
建久1 (1190) 12・26	御読書始(守貞親王)	『遊』	実宗
建久2 (1191) 3・28	任大臣(内大臣忠親)	『遊』『玉』	範頼
建久2 (1191) 4・13	臨時御会(中宮任子)	『玉』	公継
建久2 (1191) 12・26	御元服(守貞親王)	『遊』『愚昧別記』	実宗
建久5 (1194) 8・11	臨時御会(中宮任子)	『遊』『玉』	実宗、公継
建久5 (1194) 12・12	臨時御会(中宮任子)	『遊』	不詳
建久6 (1195) 3・29	御元服(惟明親王)	『遊』	定輔
建久6 (1195) 8・17	御産(昇子内親王五夜)	『三長記』	実宗
建久6 (1195) 10・7	御産(〃 五十日之儀)	『三長記』『玉』	公継
建久6 (1195) 11・10	任大臣(内大臣良経)	『遊』『三長記』	隆房
建久6 (1195) 11・26	御産(昇子内親王百日之儀)	『三長記』	実宗
建久8 (1197) 4・19	臨時御会	『遊』	定輔
建久8 (1197) 4・20	朝覲行幸の試楽	『猪』	定輔
建久8 (1197) 4・22	朝覲行幸(三条鳥丸第)	『猪』『三長記』	実宗
建久9 (1198) 3・3	立后(坊門範子)	『遊』	公継
建久9 (1198) 11・24	清暑堂	『遊』『吉野吉水院楽書』	定輔
正治1 (1199) 6・22	任大臣(右大臣家実)	『遊』『猪』	定輔

正治 1 (1199) 11・27	朝覲行幸(二条殿)	『猪』『三長記』	定輔
正治 1 (1199) 11・29	昇子内親王著袴之着	『遊』『猪』	定輔
正治 2 (1200) 9・11	御産(雅成親王七夜)	『遊』『猪』『明』	実宗
正治 2 (1200) 11・3	御産(雅成親王五十日之儀)	『猪』	定輔
正治 2 (1200) 11・21	東宮(順德)著袴之儀	『猪』『明』	実宗
正治 2 (1200) 12・21	御産(雅成親王百日之儀)	『猪』『明』	定輔
建仁 1 (1201) 1・23	朝覲行幸(二条殿)	『遊』『猪』『三長記』	実宗
建仁 1 (1201) 4・26	臨時御会	『遊』『建仁元年熊野御幸記』	実宗
建仁 2 (1202) 10・20	任大臣(内大臣隆忠)	『遊』	定輔
建仁 3 (1203) 1・15	臨時御会	『明』	兼宗・公経
建仁 3 (1203) 11・23	臨時御会	『後京極摂政別記』	公継
元久 1 (1204) 1・9	雅成親王著袴之儀	『百』『明』	公経
元久 1 (1204) 6・2	御産(寛成親王五十日之儀)	『明』	定輔
元久 1 (1204) 7・17	御産(寛成親王百日之儀)	『明』	定輔
元久 1 (1204) 12・14	任大臣(太政大臣良経)	『遊』『殿記』	定輔
元久 2 (1205) 1・3	御元服(土御門)	『明』『洞院部類記』	定輔(玄上)
元久 2 (1205) 1・19	朝覲行幸(京極殿)	『遊』	後鳥羽院(玄上)
元久 2 (1205) 2・28	頼仁親王著袴之儀	『遊』『明』	不詳
元久 2 (1205) 3・26	臨時御会(新古今境宴)	『遊』『明』『源家長日記』	公定
元久 2 (1205) 8・13	臨時御幸	『海戸記』	後鳥羽院
元久 2 (1205) 12・2	臨時御幸	『源家長日記』	不詳
建永 1 (1206) 3・28	任大臣(内大臣忠経)	『遊』『吉野吉水院楽書』	定輔
承元 1 (1207) 1・2	朝覲行幸(高陽院)	『遊』	後鳥羽院(牧馬)
承元 1 (1207) 1・10	内裏御遊始	『教訓抄』	順德天皇
承元 1 (1207) 2・10	任大臣(内大臣通経)	『遊』	親定
承元 1 (1207) 7・29	臨時御会	『明』	定輔
承元 2 (1208) 1・27	中宮春日行啓試楽	『遊』『猪』『百』『明』	不詳
承元 2 (1208) 7・9	任大臣(内大臣良輔)	『遊』	親定
承元 2 (1208) 8・2	寛成親王着袴之儀	『猪』『百』	後鳥羽院
承元 2 (1208) 8・8	昇子内親王立号	『猪』『明』	通光
承元 2 (1208) 11・14	雅成親王読書始	『猪』	定輔
承元 2 (1208) 12・25	守成親王御元服	『遊』『猪』『三長記』	後鳥羽院(牧馬)
承元 3 (1209) 4・10	任大臣(内大臣公継)	『遊』『百』	親定
承元 3 (1209) 8・4	臨時御会	『勘中記』	後鳥羽院
建曆 1 (1211) 1・19	朝覲行幸(高陽院)	『猪』『遊』	後鳥羽院(玄上)

建曆 1 (1211) 9・24	任大臣(習礼)	『遊』	定輔
建曆 1 (1211) 10・4	任大臣(内大臣信清)	『玉葉』	親定
建曆 2 (1212) 6・29	任大臣(内大臣道家)	『遊』『建曆二年大餐次第』	親定
建曆 2 (1212) 11・15	清暑堂	『遊』	通光
建曆 2 (1212) 12・22	御元服(雅成親王)	『遊』『玉葉』	通光
建保 1 (1213) 1・4	臨時御会	『遊』	後鳥羽院
建保 1 (1213) 3・11	朝覲行幸(鳥羽殿)	『遊』	不詳
建保 2 (1214) 1・3	朝覲行幸(高陽院)	『遊』	不詳
建保 2 (1214) 12・16	臨時御会	『遊』『勘中記』	後鳥羽院
建保 3 (1215) 1・3	臨時御会	『遊』『百』	後鳥羽院
建保 3 (1215) 10・16	臨時御会	『明』	順徳天皇
建保 3 (1215) 12・10	任大臣(内大臣公房)	『遊』	通光
建保 4 (1216) 1・4	臨時御会	『遊』	後鳥羽院
建保 4 (1216) 12・8	中殿御会	『遊』『順徳院御記』	定輔(玄上)
建保 5 (1217) 1・5	臨時御会	『遊』	定輔
建保 5 (1217) 5・14	御産(諦子内親王五十日之儀)	『遊』	不詳
建保 5 (1217) 7・16	御産(諦子内親王百日之儀)	『遊』	不詳
建保 6 (1218) 1・5	臨時御会	『遊』	後鳥羽院
建保 6 (1218) 8・13	中殿御会	『遊』『野宮家記録』	順徳天皇(玄上)
建保 6 (1218) 10・14	御産(懷成親王五夜)	『遊』	不詳
建保 6 (1218) 10・16	御産(懷成親王七夜)	『遊』	不詳
建保 6 (1218) 12・7	御産(東宮五十日之儀)	『遊』	不詳
承久 1 (1219) 1・4	臨時御会	『遊』	後鳥羽院
承久 1 (1219) 1・20	御産(東宮百日之儀)	『遊』	不詳
承久 1 (1219) 3・5	任大臣(内大臣通光)	『遊』	通光
承久 2 (1220) 11・5	東宮著袴之儀	『玉葉』	後鳥羽院
承久 3 (1221) 10・10	任大臣(内大臣公経)	『遊』	光俊
承久 3 (1221) 12・20	任大臣(太政大臣家実)	『遊』	家良
貞応 1 (1222) 1・3	御元服(後堀河)	『遊』	不詳
貞応 1 (1222) 1・20	朝覲行幸(高陽院)	『遊』	不詳
貞応 1 (1222) 8・13	任大臣(内大臣師経)	『遊』	光俊
貞応 1 (1222) 11・25	清暑堂	『遊』	定頼

*『遊』——『御遊抄』 『玉』——『玉葉』 『猪』——『猪隅関白記』
『百』——『百練抄』 『明』——『明月記』

註

- (1) 石井進「院政時代」(『講座日本史』二、東京大学出版会、一九七〇年。)
- (2) 院政研究の全般にわたっては、中野淳之「院政」(『古代史研究の最前線』、一九八六年)が詳細にまとめられている。
- (3) 後鳥羽院政に関する研究論稿は、平岡豊「後鳥羽院上北面について」(『国史学』第一三〇号 一九八六年)へ特に註の(三)(四)を参照して頂きたい。
- (4) 赤羽洋輔「後鳥羽院政研究の一視覚―高倉家を中心に―」(『政治経済史学』八五号、一九七三年。)、同氏「土御門通親と高倉家―後鳥羽院政成立に関する覚え書―」(『同』二〇〇号、一九八三年。)、河野房雄「承久京方張本公卿とその家系―権中納言按察使藤原光親の場合―」(『平安末期政治史研究』東京堂出版、一九七九年。)
- (5) 院の近臣や近習に直接視点を当てたものではないが、本郷和人「鎌倉時代朝廷訴訟に関する一考察」(石井進編『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年)、小泉恵子「中世前期に於ける下級官人の動向について」(本郷氏論文所収に同じ。)、永井英治「鎌倉公家訴訟制度―記録所・評定・新制―」(『年報中世史研究』十五号、一九九〇年)等がある。
- (6) 註(3)、平岡豊「後鳥羽院西面について」(『日本史研究』三一六、一九八八年)
- (7) 黒田俊雄氏によれば、中世における「芸能」という言葉は、「主として学芸や技術に長じた才能をいい、さらにそれらを生業とする社会的分業を指す語」であったが、色々な画期を通じて「大衆的演芸ないし音楽」として発展したとされ、音楽という要素が「芸能」という概念に必要不可欠であることを言及されている。(『日本中世社会と『芸能』』岩波講座『日本の音楽・アジアの音楽』第三巻 一九八八年、その後、著書『日本中世の社会と宗教』一九九〇年、所収。)
- (8) 後鳥羽院によって文化の統合が進められたことが、五味文彦氏により指摘されている。(『藤原定家の時代―中世文化の空間―』岩波新書、一九九一年)
- (9) 『玉葉』治承五年三月二十七日条。
- (10) 『明月記』建久三年二月一三日条。
- (11) 「後白河院とその周辺」(『講座日本文学 平家物語下』解釈と鑑賞別冊 一九七八年。)
- (12) 『山丞記』(『歴代残欠日記』二十八所収) 建久元年六月十九日条。
- (13) 本稿引用の『文机談』は、いずれも岩佐美代子「校注 文机談」(笠間書院、一九八九年)による。巻第四「定輔琵琶の事」百一頁。
- (14) 定輔は寛成(尊快)の乳父となり(『仲資王記』元久元年六月二日条)、仲経は名は判明しないが、後鳥羽院の皇子の乳父になっている。(『明月記』建永二年八月十一日条)
- (15) 『禁秘抄考註』(新訂増補故実叢書)中巻 女房の項。
- (16) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(岩波講座『日本歴史』古代四、一九七六年、その後、『平安貴族』平凡社選書 一九八六年に所収。)

河野房雄「白河・鳥羽両院政下の内蔵頭」〔平安末期政治史研究〕東京堂出版、一九七九年。

(17) 註(8)

(18) 『公卿補任』建久二年、定輔の項。

(19) 『院政』支配と貴族官人層〔日本の社会史〕三 岩波書店、一九八七年。

(20) 宮内庁書陵部所蔵 旧伏見宮樂書 『三曲秘曲譜』(函号 伏・九五

八)の啄木伝授の裏書に「件曲伝授」授右近衛権少将藤原兼輔朝臣了嘉祿三年七月三日 沙弥(定輔)」と見え、兼輔が嘉祿三年に近衛少将の官職にあつたことがわかる。

(21) 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」〔日本古代衛府制度の研究〕 東京大学出版会、一九八五年。

(22) 『禁秘抄校注』(前掲) 九八頁〜九九頁。

(23) 相馬万里子「代々琵琶秘曲御伝受事」とその前後 ―持明院統天皇の琵琶―〔書陵部紀要〕第三六号 一九八四年

(24) 『順徳院御記』建保六年八月七日条。

(25) 「琵琶血脈」(図書寮叢刊『伏見宮旧蔵樂書集成』一)

(26) 『文机談』巻第四、「定輔琵琶事」、百一頁〜百四頁。

(27) 註(26)。また、「冷泉相国記」(図書寮叢刊『伏見宮旧蔵樂書集成』一)には「故六条大臣殿、入道殿多年嗜此芸、堪能無双之由、世以称之、後鳥羽両院・順徳院両代御師匠定輔卿参仕之間、且棄此道「給了」と見え、実宗及び公経が琵琶をやめたとしている。

(28) 本稿掲載の「御遊における琵琶の所作人」一覽を参照。

(29) 「四弦相承事」(今出川公直記)、(図書寮叢刊『伏見宮旧蔵樂書集成』一)

(30) 鎌倉期には、石上流泉と上原石上流泉の二曲を合わせて両泉流と呼ぶことが多くなり、秘曲は四曲ありながら、三曲と称されるようになった。尚、秘曲については相馬万里子氏の論文(註23)が要領よくまとまっている。

(31) 「定輔卿記」(琵琶秘曲伝受記)〈図書寮叢刊『伏見宮旧蔵樂書集成』一〉

(32) 『順徳院御記』建保六年八月七日条。

(33) 琵琶秘曲伝授の作法等については、磯水絵「琵琶秘曲伝授法の成立と背景」〔東洋音楽研究〕四十八 一九八三年)に詳しい。

(34) 『花山院右大臣記』元久二年六月一八日条。(琵琶秘曲伝授記)前掲)

(35) 兼子については、五味文彦「卿二位と尼二位」(お茶の水大女性文化資料館)六号、一九八五年)に詳しい。

(36) 『続々群書類従』十五に所収。

(37) 註(36) 及び『明月記』元久二年正月二十日条。

(38) 『御遊抄』中殿御会(『続群書類従』十九上)、『百練抄』(新訂増補国史体系) 建保六年八月十三日条。

(39) 『花山院右大臣記』元久二年六月十八日条(前掲)。また、「手習」と称す琵琶については、『文机談』巻第三「長明修業事」(六四頁から六五頁)。

(40) 『源家長日記』(大神景基元服の事)

- (41) 『教訓抄』卷八管弦 (『統群書類従』一九上)。
- (42) 但し、『文机談』(巻第二「孝道見生事」四八頁、巻第四「定輔琵琶の事」百一頁)には、定輔が玄上を五度弾いたことになっている。
- (43) 『順徳院御記』建保六年八月七日条。
- (44) 秋山喜代子「乳父について」(『史学雑誌』九九一七、一九九〇年)。
- (45) 宮内庁書陵部所蔵 旧伏見宮樂書『琵琶曲伝授』啄木譜(函号、伏・九七一) 文治三年二月二日。
- (46) 註(45)所収、上原石上流泉譜、文治五年閏月九日。
- (47) 『古今著聞集』(日本古典文学体系)宿執第二十三、四九六。尚、同様の話が『文机談』巻第五「孝道悪口事」にも見える。
- (48) 藤原孝道については、石田百合子「藤原孝道略伝」(上智大学『国文学論集』一五、一九八一年)に詳しい。
- (49) 安貞元年七月九日条。
- (50) 『源家長日記』(前掲)。
- (51) 「公家と地下楽家における音楽伝承」(岩波講座『日本の音楽・アジアの音楽』四、一九八八年)。
- (52) 『御遊抄』文治四年六月十六日、臨時御会。『玉葉』同年六月十九日条。
- (53) 巻第四「定輔子孫事」百九頁。
- (54) 『御遊抄』承元元年正月二日、朝覲行幸。
- (55) 拙稿「中世における遊女の長者について」(安田元久先生退任記念論集『中世日本の諸相』下巻、吉川弘文館、一九八九年)。
- (56) 『明月記』嘉祿二年正月二十四日条。
- (57) 註(55)。
- (58) 定輔が編んだ相承系譜のうち、「荒序舞相承」を除く九種の相承系譜が『統群書類従』管弦部(第十九上)に収載されているが、福島和夫氏によれば、これらの類従本は史料の形態が著しく変形されており、利用する上で十分に注意を要するというのである。(『音楽相承系譜の問題点』『東洋音楽研究』四十三号、一九七八年)。
- (59) 年月日不詳。藤原定輔書状、岩橋小弥太氏所蔵文書。〔鎌倉遺文〕三六三六号)。
- (60) 『奏箏相承血脈』(『群書類従』十九管弦部)には、若御前尼の弟子として「白河尼内大臣公教女、号今御前」とある。
- (61) 『猪隅関白記』正治二年五月九日条、同年十一月二十一日条、建仁二年三月二十六日条、同年三月二十八日条、同年十一月二日条。
- (62) 註(5)、本郷氏論文。
- (63) 註(5)、永井氏論文には、後鳥羽院政期に開かれた列席者が判明する院殿上議定の一覧が掲載されている。それによれば、定輔は元久元年七月十七日に開かれた院殿上議定に、ただ一度出席しているだけである。
- (64) 和歌森太郎『相撲の歴史と民族』(『和歌森太郎著作集』十五 所収)。
- (65) 『類聚国史』巻第七十三 歳時四。
- (66) 『百練抄』保元三年六月二十九日条。
- (67) 註(66)。
- (68) 承安四年に催された相撲節会については、『吉記』承安四年八月七日

条に詳しい。

(69) 新田一郎「相撲の歴史と民族」(下)〔民族と地理〕三八五号、一九八七年、山川出版社。)

(70) 『明月記』建暦二年十月三日条。

(71) 『明月記』建暦三年六月十一日条。

(72) 『三長記』建久六年九月三日条。

(73) 『明月記』建暦二年七月十五日条。尚、付言すると鎌倉幕府の招請により、都より相撲人が参向して幕府の南庭で相撲をしている。また文永年間ではあるが、杵築大社でなされた奉納相撲には「京相撲」の存在を知ることができる。(前掲、新田氏論文。)

(74) 『日本随筆全集』十五、国民図書株式会社、一九二八年。

(75) 『史籍収覧』十六、所収。

(76) 『三代実録』巻第五、貞観三年六月二十八日条。この条は「相撲童」の説明であるが、文末に「皆如「相撲節儀」とあるように、「相撲童」も「相撲節会」も儀式内容はほぼ同じであったようだ。尚、平安時代も中頃になると、雑芸の中でも特に舞楽がその中心をしめるようになった。(『小石記』寛弘二年七月二十九日条、『中右記』天永二年八月二十一日条。)

(77) 「楽所の成立と展開」〔史窓〕二十九号、一九七一年。)

(78) 『公卿補任』建久二年、定輔項。尚、定輔が師長から琵琶の最秘曲「啄木」を伝授されたのも、近衛次将(左少将)のときである。(註45)

(79) 註(66)。また、『古今著聞集』(巻十に所収の「相撲強力」)には、

「昔は禁中にて其節をおこなわれ、諸国に強力の物を求めされけり。安元より以来絶て、其名のみきく、口惜事也。」と見える。

(80) 『明月記』安貞元年七月九日条。

(81) 『拾介抄』(新訂増補「故実叢書」二十二、所収。)第二十、諸名所部「桂ノ宮一町 六条北西洞院西」。

(82) 註(81)、第十四、年中行事部「九月八日 桂宮相撲」

(83) 定輔の甥藤原朝俊が相撲を得意として後鳥羽院に近侍していたのも、『明月記』承元二年九月二十八日条)、定輔による相撲の管領と何らか関わりがあると言えよう。尚、朝俊は定輔が常陸国の知行国主であった時、常陸介をつとめていた。

(84) 本稿所載の「定輔関係略系図」を参照。

(85) 巻第五「定輔子孫事」、百九頁。

(86) 註(85)。

(87) 「平安時代の「儀式」と天皇」〔歴史学研究〕五六〇号、一九八六年。

(88) 註(8)。

(89) 承久三年六月八日条。

付記、本稿作成後に清水真澄氏「平家物語」と相撲人―巻八「名虎」・渡辺党・藤原定輔―〔緑岡詞林〕第一四号、一九九〇年)、「梁塵秘抄口伝集」巻十への連関―藤原朝方・藤原定輔を中心に―〔緑岡詞林〕第一五号、一九九一年)の両論稿に接した。氏は、藤原朝方一門や久我家が定輔一門と深い繋りをもつことにまで言及されており、併せて参照して頂きたい。